

子 新型コロナウイルス感染症による生活支援策 育て世帯生活支援特別給付金の申請を受け付けています

問い合わせ 子育て課子育て支援室 ☎ 53 - 2111 (内線 2553)

記事 ID 0060960

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て世帯に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金の支給を行っています。

対象者

【ひとり親世帯分】

- ①公的年金などの受給により、令和3年4月分の児童扶養手当が支給停止となっている人および児童扶養手当の認定請求をすれば支給停止になると想定される人
- ②家計が急変し、令和2年2月以降任意の月の収入が児童扶養手当支給制限額未満まで減少している人

【ふたり親世帯分】

- ①児童手当および特別児童扶養手当受給者で、令和3年1月以降任意の月の収入が非課税限度額未満まで減少している人
- ②公務員で職場から児童手当を受給しており、令和3年度課税における市町村民税均等割が非課税となっている人および令和3年1月以降任意の月の収入が非課税限度額未満まで減少している人

支給金額

児童1人につき5万円

申請期限

令和4年2月28日(月)

その他

対象者ごとの支給要件や申請方法の詳細については市ホームページをご確認ください。



- ③児童手当の受給期間は終了したが、18歳（高校卒業の年度末）までの子を養育しており、令和3年度課税における市町村民税均等割が非課税となっている人および令和3年1月以降任意の月の収入が非課税限度額未満まで減少している人

令 学業を頑張る人を無利子で応援 和4年度 村上市奨学生を募集します

問い合わせ 学校教育課教育総務室 ☎ 72 - 6882

記事 ID 0054948

令和4年4月に大学・短大・専修学校（専門課程に限る）へ進学および在学するお子さんなどで、経済的理由により修学困難な人に対して選考の上、奨学金を貸与します

申込資格

- ・保護者が市内に住所を有し、市税を滞納していないこと
※分納などをしている人はご相談ください
- ・学業成績が優秀と認められる人（5段階評価でおおむね3以上。在学または出身学校の推薦が必要です）
- ・保護者（父および母。ひとり親家庭の場合は父または母のみ）の1年間の収入額が、おおむね600万円以下であること
（事業所得などは、おおむね400万円以下）
※本人以外にも大学・短大・専修学校への就学者のいる世帯は考慮します
- ・日本学生支援機構など、他制度の給付型および貸与型の無利子奨学金を受けていないこと

応募期間

令和4年1月4日(火)～2月28日(月)



貸与と返還

- ・貸与月額 7万円・5万円・3万円
- ・貸与期間 令和4年4月から最短修学年限の終期まで
- ・返還 卒業後1年を経過した後から起算して、10年を超えない範囲で全額を均等月賦で、口座振替払いにより返還しなければなりません。なお、奨学金は無利子です。

提出書類

- ・奨学金貸付申請書
- ・奨学生推薦調書
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・前年の保護者の所得を証明するもの
（令和3年分の給与源泉徴収票、公的年金源泉徴収票、確定申告書控など）
- ・連帯保証人を内諾している人（2人）の納税証明書（1人は保護者、1人は市内に住所を有し、独立の生計を営む成年者）